

事 務 連 絡
令和8年8月13日

熊本県農業再生協議会参与 殿

農林水産省農産局穀物課課長補佐
(経営安定対策第2班担当)

「令和8年熊本地震」の発生に伴う収入減少影響緩和交付金に係る積立金の納付期限の延長について

「令和8年熊本地震」による被害を受けた地域において、令和8年産に係る経営所得安定対策の収入減少影響緩和交付金の積立金の納付期限について、令和8年8月13日付で「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部」が改正されたことにより、下記のとおり延長されることとなりましたので、お知らせします。

記

1 対象者

令和8年熊本地震による災害が発生した時において、当該災害に際し災害救助法が適用された市町村の区域内に住所を有していた者

2 積立金の納付期限の延長の内容

令和8年産の収入減少影響緩和交付金に係る積立金の納付期限については、令和8年8月31日から令和8年10月31日に延長します。